

実績評価シート

担当課長：総合環境政策局総務課長

<p>施策名</p>	<p>環境影響評価等</p>	
<p>1 施策の概要</p>	<p>環境保全を効果的・効率的に行うためには、国などの施策や事業の策定・実施に当たって、あらかじめ環境保全上の配慮を行うことが極めて重要であることを踏まえ、次のような施策を推進する。</p> <p>(1) 規模が大きく環境に著しい影響を及ぼすおそれがある事業について、環境影響評価法等に基づく環境影響評価が適切に実施されるよう、情報提供の推進や技術手法の開発等制度の充実を図るとともに、個別の案件について、環境大臣意見の提出等を行う。</p> <p>(2) 環境配慮を早期段階から意思決定に統合するため、事業実施段階に先立つ、政策、計画、プログラムに対する戦略的環境アセスメント（S E A）の導入に向けた検討等を進める。</p>	
<p>2 (1) 施策の目的、目標・達成時期</p>	<p>2 (2) 達成状況</p>	
<p>国の施策の策定等に当たって、環境保全上の適切な配慮を確保する。特に、環境影響の程度が著しいおそれのある事業については、環境影響評価の実施・充実を図る。</p>	<p>(1) 法の施行状況を踏まえ、環境分野ごとの技術手法の検討など制度の充実を図るとともに、個別案件における環境影響評価が適切に実施されるよう、環境大臣意見の提出等を行った。</p> <p>(2) S E Aについては、平成 12 年 8 月に、基本的な考え方、留意点を整理した環境庁「戦略的環境アセスメント検討会」報告書を取りまとめ、12月に政府として新環境基本計画においてS E Aを位置づけた。</p>	
<p>3 課題の体系</p>	<p>(1) 環境影響評価制度の実施及び充実 環境影響評価制度等の実施 情報提供の推進 適切な意見形成の推進 技術手法の向上 環境影響評価の適正な審査 環境影響評価後のフォロー</p> <p>(2) 戦略的環境アセスメントの推進 戦略的環境アセスメントの推進</p>	
<p>4 評価</p>	<p>(1) 環境影響評価制度の実施及び充実 法施行後2年間で、旧制度から新法制度への移行が概ね着実に進められた。しかし、旧制度に比べてアセスの対象分野が広がったため、生態系、温暖化など新しい対象分野をはじめ、技術手法の整理、普及、更にはこれらを集約した基本的事項等の改定が必要。 新しい手続である方法書の作成、より拡大された住民意見の提出などに関して事業者や住民によりの確な環境情報やツールを提供することが必要。 アセスメントの結果が実態と合っているかどうか、予定された対策が十分実施されたかなどが厳しく問われてきており、再評価（レビュー）を中心にアセス後のフォローアップの強化が必要。</p>	

(2) 戦略的環境アセスメントの推進

環境基本計画を踏まえ、我が国における早急な導入を図るため、環境省が牽引役となって個別分野を対象にS E Aの手法等の検討を示すとともに、事業所管官庁や地方公共団体における検討・実績づくりを促進することが必要。

もっと早期の「政策」段階での環境配慮についても社会的関心が高くS E Aの検討を進める必要がある。